

海津市まちづくり委員会「第4回（仮称）自治基本条例検討分科会」会議録

開催年月日 平成20年3月11日（火）
 開催場所 海津総合福祉会館2階「研修室2」
 分科会委員定数 16名
 開 会 午後7時00分
 閉 会 午後9時20分
 出席者

○分科会委員

| | |
|-------------------|-----------|
| 公募市民 | 今 津 美 憲 |
| 公募市民 | 伊 藤 清 江 |
| 公募市民 | 伊 藤 義 美 |
| 海津市ボランティア連絡協議会代表 | 河 村 淑 子 |
| 海津市自治連合会代表 | 水 谷 捨 巳 |
| NPO 法人代表（まごの手クラブ） | 田 中 由 美 子 |
| プロジェクト委員会（海津庁舎代表） | 平 野 正 久 |
| プロジェクト委員会（平田庁舎代表） | 藤 岡 眞 裕 |
| 海津市総務課係長 | 伊 藤 理 恵 |
| 海津市企画政策課主査 | 水 谷 守 宏 |

○事務局

| | |
|---------|---------|
| 企画政策課長 | 三 木 孝 典 |
| 企画政策課主幹 | 服 部 尚 美 |

欠 席 者

| | |
|-------------------|---------|
| 岐阜経済大学経済学部教授 | 鈴 木 誠 |
| 公募市民 | 村 上 碩 也 |
| 公募市民 | 黒 田 治 |
| 海津市青年団体連絡協議会代表 | 永 田 実 彦 |
| プロジェクト委員会（南濃庁舎代表） | 山 崎 賢 二 |

会 議 次 第

- 1 あいさつ
- 2 分科会長あいさつ
- 3 前回会議録の承認
- 4 協議事項
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) その他
- 5 閉会

| | |
|--------------|---|
| <p>事 務 局</p> | <p>定刻になりましたので、只今から第4回海津市まちづくり委員会（仮称）自治基本条例検討分科会をはじめさせていただきます。</p> <p>本来ですと、鈴木先生に御指導を頂くという事でおまちしていましたが、先ほどお電話がありまして、体調を崩されたとの事で欠席されます。本日は、我々事務局で進めさせていただきますと思います。至らない所が多いと思いますがご協力頂きますようよろしくお願いいたします。</p> <p>鈴木先生が関わってみえた本会議、下呂市が上程されているのですが、議会で否決になったという情報が入りました。下呂市議会、市まちづくり基本条例案、総務常任委員会で否決。総務常任委員会という常任委員会ですけど、まず、議会のシステムを説明させていただきますと、初日に議案を上程いたします。その後、専門的に審議する為、色々な常任委員会、ここでいう総務常任委員会になる訳ですが、委員会付託といい、専門的に調査、審議してくださいと委員会の方に議論の場が移る訳です。その後、委員会で可決か否決かが決まりますと、議長の方へ報告をし、議会の最終日に大体否決とか可決かが決まる訳です。その総務常任委員会の席で下呂市が上程した、市まちづくり基本条例案について否決されたという記事が手元にありますので読み上げさせていただきます。</p> <p>下呂市の呼びかけで市民らが議論して作り上げた、まちづくりの基本理念や市民の権利・役割などを定める「市まちづくり基本条例案」が10日、市議会総務常任委員会で反対多数で否決された。19日の本会議に諮られるが、市民参画で作った条例案の委員会否決に、関わった市民らは残念がっている。</p> <p>条例策定では、市民から意見や提案を求める為昨年1月、公募による「下呂市まちづくり市民会議」を立ち上げ、十数回にわたって協議を重ねた。昨年11月には市民会議と議員、学識経験者ら市長が委嘱した14人による「下呂市まちづくり策定委員会」を設置。市民会議の提案を専門的な立場で検討し、2月12日に市長へ答申した。条例案はまちづくりの為、市民の権利と役割、市政運営の基本原則、市議会と執行機関の責務などを定めている。「市民はまちづくりの主権者であり、まちづくりに参画する権利を有する」など基本原則をうたっている。だが、10日の総務常任委員会では、委員から「条文がわかりづらく、市民の理解を得られないのではないか」「審議の時間が足りない」「条文の字句が適切でない」などの指摘があった。</p> <p>市民会議の伊藤会長は「議会での審議期間は不十分かもしれないが、1年以上にわたり公開の場で説明会などを進めて来ただけに残念だ」と話している。という事です。</p> <p>それと、海津の場合は、自治基本条例分科会の他に、市の職員でプロジェクト委員会を設けていまして、先般もこの件について鈴木先生を交えてお話をさせていただきました。その時に二つ示された条例が、下呂市のまちづくり基本条例。もう一つが愛知県の田原市まちづくり推進条例です。下呂市の方が、基本条例として、基本条例という</p> |
|--------------|---|

のは、最も基本となる憲法みたいな条例。田原市の場合は、まちづくり推進条例。推進条例というのは、かなり偏った内容ですが全体を縛るものではなく、まちづくり市民参画、市民協働を進めていこうという条例です。これについて、プロジェクト委員会の中でも意見交換をし、色々な意見が出ました。田原市のような推進していくような条例の方がいいという意見も出ましたし、団体から出てみえるメンバーが同じだという事で、法体系も大事かもしれないが、団体等の裾野を拡大させる事が大事ではないのかという意見も出ていました。

さっそくですが、次第に入らせて頂きます。次第の3番目をみて頂きますと、前回会議録承認という事で、前回の会議録が書いてあります。申し訳ございませんが、一度お目通しを頂いてご承認を頂きますとありがたいと思います。

それでは、協議事項の今後の進め方という所に入らせて頂きます。鈴木先生と先ほど電話で、前回の第3回分科会の内容について再確認をしておいてほしいといわれました。第3回は、自治基本条例素案の検討内容の継承という事で色々ご意見を頂き、今後どうしていくのかという事についてお話がなされ、市民会議を設置して運営していく事になれば、分科会の拡大委員会になるのかなあと。また、メンバーはどうするのか、地域に設置する場合は、全市1つにするのか、3つにするのか。また、岐阜県コミュニティ診断士の方も交えて市民会議の中に入って頂いて進めていくと。

資料をみて頂きますと、市民という所に、三角形の構造になっていますけれど、市民と市議会、市職員間でも勉強会をという事で、市民の中にはどのような方がみえるのか、公募市民、テーマ毎の市民、市外の委員も入れてはどうかという意見が前回出ていたと思います。

市民会議の目的ですが、多様な市民の参画で、条例素案を考え合うという事で、どのような形にしていったらいいのかを市民会議の中で考えていき、その後、協議成果を本分科会へ還元し、本分科会で一層深める為に分科会と市民会議との関係が出てくる。それから、市民会議の運営方法としては、分科会委員は、市民会議へ出来るだけ参加して頂き、話合いの成果をまとめてほしい。その他に、行政は市民会議の運営をサポートすると、一つ一つ議論を深めていけたらいいと思います。

次のページには、市民会議と分科会との関連性で、4月からのタイムスケジュール的なものがありますが、4月に分科会を開催し、5月に市民会議、また、6月の分科会にフィードバックしていく。一応、二年間で自治基本条例が必要かどうかも含めて提案していきますが、先ほどの下呂市の話もあり、じっくりと練っていく事も重要ではないのかと考えている次第でございます。

それでは、今後の①の本分科会の協力ですが、これについて、それぞれグループにわかれていますので、これから話合いをして頂きたいと思います。

例えば、市民会議を設置する場合、1地区がいいのか、3地区にわけた方がいいのか、会場を3地区でまわった方がいいのか、その他市民の構成メンバーにはどんな方が考

| | |
|----------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>えられるのか、という事をグループ毎で協議して頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>グループ討論</p> <p>時間になりました。まだまとまっていないかもしれませんが、今のお話合いの状況をそれぞれ代表の方からお話を頂きたいと思います。</p> |
| <p>A 班 代 表</p> | <p>色々意見が出た訳ですが、市民会議は1地区でいい。市民会議でも場合によっては、分科会にわかれて検討していく事も出てくるから流動的だと思います。どういうメンバーにするのかという事ですが、その前に自治基本条例の意味をもう少し理解した方がいいのではないか、というお話も出てきました。本日は色々資料が出て、情報が集まってくると我々の理解も進む訳です。そして、メンバーの件ですけれど、集まるかどうかやり方も難しいかもしれませんが、必要である。</p> <p>また、コミュニティ診断士の7人は、果たしてこれだけ必要なのか。テーマ毎の市民という事で、これはどのような人なのだろうか、それぞれ市民会議のテーマがありますから、その時に関連の団体、これも海津市にいくつかの各種団体の組織がありますので、そういった団体も我々きちんと理解していないから、そういうリストがあるといいなあというのも出ていました。全体で50名くらいの事ですので、関係のある人を呼ぶともっと多くなるかもしれませんが、それはその時、その会議のテーマに応じて多くの方の協力が必要ではないかと思えます。</p> |
| <p>B 班 代 表</p> | <p>まず、市民会議の設置方法ですが、その前に自治基本条例自体が何なのか。自分は、団体の代表で出てきたけれど、説明しろといわれても答えられない。これがありきで話しをするよりは、という事で行政の仕組みから話しをしていましたので、具体的に何もまとまっていません。</p> <p>只、もっと根っこから話しをした方がいいのではないか。例えば、これがありきでスタートすると結局これにおんぶに抱っこでこれをつくらなければというだけでいってしまうので、もっと意見を持った人の意見はどうなるのか、という事で市民会議をそのような状態で開催するのであれば、自治会だとか、もっと小規模な団体が集まる所にいってまず、自治基本条例、まちづくり条例というのが、このような特色、このような必要性があるからつくらなければいけない、こういう方向に向かっていかなければいけないのだよ。というより、皆さんがわかる細かくかみ砕いたものを説明するべきではないのか。その中から始めて意見がある人を集める事によって市民会議になるのではないのか。ですから、そういうものを吸い上げていく為には、各旧町位の所に一つずつおいて、その上にもう一つ、更に分科会という形のステップがいいのではな</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>いか。B 班は、行政の方が多いので、行政の流れというか、地元と行政の関わり合いがどうなっていくのかという説明から始まりましたので、まとまりのない話になっていますが、細かい所から皆さんに理解してもらった方がより良い意見も反映しやすいものが見つかるのではないかという意見でした。</p> <p>ありがとうございました。今お話をそれぞれ聞いていて、A グループの中でもお話をさせて頂きましたが、まず、自治基本条例って何。その辺りからまずスタートしないと難しいだろう。本日配布させて頂いています。A3 のペーパーがあると思います。</p> <p>「条例に盛り込まれた内容について」の資料をみて頂きますと、それぞれ市名、市で定められた条例等が書いてあります。順番に読ませて頂きますと、ア. 前文、イ. 基本理念・原則、ウ. 市民の権利、エ. 市民の責務、オ. 子ども・未成年者の権利、カ. 市長の責務、キ. 職員の責務、ク. 議会の責務、ケ. 議員の責務、コ. 事業者の権利・責務、サ. 外国人の権利・責務、シ. 議会運営、ス. コミュニティの規定、セ. コミュニティへの参加規定、ソ. 自治会に関する規定、タ. 情報公開（提供、共有）、チ. 市民参加・協働、ツ. 住民投票、テ. 基本構想・総合計画との関係、ト. 個人情報保護、ナ. 附属機関の会議の公開、ニ. 行政運営、ヌ. 財政計画の策定、ネ. 財政上の数値目標の設定、ノ. 男女共同参画、ハ. 行政評価（政策評価）、ヒ. 計画、執行、評価への市民参加、フ. 広域連携（他自治体、国、県）、ヘ. 政策法務、ホ. 最高規範性、マ. 他条例との整合、位置づけ、ミ. 見直し・改正条項及び手続、ム. 自治基本条例を推進する市民組織、メ. その他 までの体系になると。例えば岐阜市の場合ですと、ア、イ、ウ、エの次にオがなくてカ、キがなくてクがあると、ある部分とない部分があり、市によって盛り込まれる内容が違う訳です。海津市の場合は必要かどうかも含めてですが、どういった事を盛り込むものか、体系的にわけますと前文、基本理念、原則、市民の権利、市民の責務、市長の責務、議会の責務、コミュニティの規定、情報公開（提供、共有）、市民参加・協働、住民投票、行政運営、計画、執行、評価への市民参加、他条例との整合、位置づけ、自治基本条例を推進する市民組織、その他と、このように細かく分けるとこれだけあるのです。前文というのは、ご存じかもしれませんが、条例、法律の一番初めの第1条の前にくるもので、制定に至った経過であるとか、理想とする事が書かれています。その後の基本理念・原則についても、基本条例という一番ベースになる条例が盛り込まれている。それぞれの自治体によって、盛り込まれている内容、盛り込まれていない内容といろいろ違う訳です。海津市にとって何が必要なかを、第2回の分科会時に議論させて頂きました。皆さん方の色々な意見等を頂きながら盛り込む内容というのが決まっていくのかなあという思いであります。</p> <p>それから制定の意義・必要性、制定過程での特徴的な取り組み等、条例に盛り込まれた内容、市民の定義とそれぞれ A3 版でセットになっておりますが、制定の意義・必</p> |
|------------|---|

要性というのは、前文であるとか、基本理念にあたる部分だと思えますけれど、例えば岐阜市の場合ですと、住民自治に関する具体的な法規定が限定的な為「岐阜市協働のまちづくり指針」を策定し、これに基づき平成16年度から、地域のまちづくり力を高める取り組み（地域力創生モデル事業）や、市民と行政の協働による公共空間の管理・創出の制度（岐阜版アダプトプログラム）、17年度にはNPOとの協働を推進する仕組みづくり（岐阜市NPOとの協働事業推進の為のガイドライン策定）等をはじめ、協働のまちづくりを推進する為の取り組みを進めてきた。と書いてあります。岐阜市の場合、条例の制定の前にまず指針があり、その後に仕組みづくりをしていく中で、条例が必要だという事から条例が生まれてきた事がご理解いただけるのではないかと思います。

豊田市の場合は、これも中核市ですが、市民と行政のパートナーシップの推進を継続して実践していく裏づけとして必要な為と合併後の新市一体化の為、自治について共通の認識、意識合わせをする必要性が出てきた為でございます。

例えば、海津市も平成17年3月28日に合併しましたが、区制と自治会制という制度で、平田・海津については、自治会制度。南濃については、区制度とコミュニティのあり方について盛んに検討が行われています。豊田市も多分その一体化の為に基本的なルールを定めるという事が出てきたのではないかと思います。

大阪府豊中市の場合は、これまで、情報公開や審議会の市民委員の公募、条例や計画などの案に対する意見募集などを通じて、市民の市政への参加を推進し、まちづくり協議会によるまちづくり構想の提案と市の計画策定、市民公益活動団体との協働による事業の実施など、協働によるまちづくりにも取り組んできました。これらの取り組みを土台として、これからの当市のあるべき方向を明らかにする為、自治基本条例を制定したという事で、豊中市の場合も、今まで色々な公益活動団体との協働を進めてきたが、そのルールを明確にする為に条例を制定したという事で、それぞれ成り立ちがあります。

海津市についても、先ほど述べたように、誕生して約3年になる訳ですが、その辺りでどうしていったらいいのか。まずは、条例づくりの前に指針づくりというのが必要になるかもしれませんし、その辺りについて、検討してもらったらいいいのではないかと。条例ありきではありません。あくまでも検討分科会で協議して頂くのは、まず、みんなで指針を考えようとか、その後に条例、法的にもクリアーする為にも条例が必要なのではないかという話に発展していくかもしれません。ありきではなく、まず考えてみよう。先ほどAグループでも話してきましたけれど、条例を制定するのは確かに大切かもしれません。しかし、一番重要なのは、プロセス、過程の段階で市民の皆さんに加わって頂き、海津市はどういう所か、どうやっていったらいいまちが出来るという事をみんなで話し合っ頂く事が大切なのではないかと思います。次ページをみて頂くと、北海道の登別まちづくり条例ですが、地方分権の推進に伴い、地域の

特色を活かした活力ある地域社会作りを進める為には、多くの市民が市政に参画し、市民自治の実現を目指して市民と行政の協働のまちづくりを進める事が出来る仕組みをつくる必要があったという事で、ここに至るまでには色々な検討があったと思います。

皆さんご存じだと思いますが、地方分権というのは、今まで中央集権だったのが、地方それぞれ自由にいろんな事が出来るようになりました。逆にいうと、自分たちで責任をとらなければならない時代になってきました。その中で、海津市は、どうあるべきかという事を考えて頂き、それを基本的なルールを定めていく事が大事であると思っています。国の方でも、ふるさと納税制度という言葉聞いた事があると思います。ふるさと納税には至りませんが、今の制度として寄付制度があります。従来までですと、所得控除といひまして、自治体に寄付した場合、所得額の中から一定の金額を差し引いてその後、税額という事で計算がされていきました。今の出されている案というのは、税額控除で、自分が本来納めるべき自治体に納める住民税を、他の自治体に納める事が出来る制度です。そうすると、外の都市の住民がひょっとしたら海津市の方に地方税（寄付金）を納めて頂く事になるかもしれませんし、逆にいうと、海津市民の方が、自分たちのまちに魅力を感じなくなってしまうと、他の自治体に一定割合の税金を納めるかもしれません。そういった中で、海津市は色々な資源があります。その資源を活用し、外に向かって海津市のいい所を PR していかなければいけませんし、市民の皆さんに対しては付託に答えるよう一生懸命行政に取り組んでいかなければならない。

その為には、市民の参加、参画、協働、市民の皆さんと一緒に海津市をつくっていく事が重要であります。海津市に誇りを持って頂き、また、海津市を愛して頂くのが重要という事から、条例制定が必要か、又は、指針でいいのかを考えていく必要性がある所にまできていますので、このような分科会を組織しました。他の自治体でも積極的にこうした自治基本条例とか寄附金関係の条例を制定している所がたくさんあります。

それでは、議題へ戻らせて頂きますが、今後の分科会の方向性といたしまして、第3回の分科会で今後のスケジュールとして、来年の3月議会で上程を予定していますけれど、それが延びてもやむをえないのではないかと。例えば、これでは協議しつくしていないという事もあると思いますし、条例ではなく、まずはみんなで守るべき指針的なものを定める事もありきではないかと。要は、皆さんに地域のあり方について考えて頂きたいというのが基本的な所にある訳です。

先ほどの市民会議の議題だけとりあえず片づけさせて頂こうと思いますが、地域に設置するのは、一つでいいのではないかと。なかなか3地区でというのは、非常に難しいのではないかと。人が果たして集まるのかという事もありますし、先ほどのグループ協議の中でも、公募の件が出ていましたけれど、公募もなかなか得る事が出来ない

| | |
|----------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>いう事もあるかも知れませんが、市民会議の設置については、1 地区でよろしいでしょうか。</p> <p>賛成多数</p> <p>それでは、そのような格好で進めさせて頂きたいと思います。また、皆さん方に特にご協議して頂きたいのは、出来るだけ多くの人に参加してもらおうとしたら、どうしたらいいのか。これは、本当に我々もいつも頭を悩ませる事ですけど、できるだけたくさんの人に入ってもらったりする為にはどうしたらいいのか。一度皆さん方で協議して頂けたらありがたいと思います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>グループ協議</p> <p>予定の時間よりもだいぶ過ぎてしまいましたが、いろいろご協議頂いた事は、事務局である程度まとめさせて頂きますので、発表を頂くと有り難いと思います。</p> |
| <p>A 班 代 表</p> | <p>発表になるかどうか分かりませんが、市民に浸透する為には、こちらから色々な会合にいてお話というか、宣伝する方向性が大事ではないか。この地域の色々な方々の友好と魅力をどうつくっていくとか、どのようにして定着していくのか、色々なご意見が出ていました。仕事場がないとか、不便だとか、魅力がないとか、もう一つ景気のよい話は出てこなかった。景気のよい話が出るように枠組みを使っていこうという事で、いろんな問題点がそれぞれ話されました。</p> |
| <p>B 班 代 表</p> | <p>B 班は、とりとめのない話ばかりだったので、まとめろといわれると非常に難しいですが、公募の前に出来れば、自分の関係する団体とかに、参加して頂いている分科会の方々が実はこんな条例をつくっていきますよという事を皆さんにPRして頂いて、その中で興味を持たれた方に質問等を受けて頂くような場を設けて、それから市民公募という形にしていったら多少時間のロスは多いかもしれませんが、PR 等分科会の委員さんからお声を頂いただけでも違うのではないかと思います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>ありがとうございました。本日、皆さん方にお話を頂いた内容を条例の中にかにしていって盛り込んでいくか。例えば、A グループのお話をきかさせて頂くと、コミュニティの関係とか、市民の責務の関係とかが話題にのぼっていました。ゴミの問題も含めてこのような問題をいかに文章としていくのか、市民はどういった事をしてほしいのか、行政はどのような事をしてほしいのか、という事を考えるきっかけになると思います。最終的に条例化されるかどうか、必要かどうかも含めて検討させて頂くと、</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>今の段階では、指針でいいのではというお話になるかもしれませんが、そのプロセスというのが非常に重要であると思います。また、こうした議論を重ねていき一つ一つ積み上げていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。本日は、貴重な意見を頂きましてどうもありがとうございました。次回は、4月になりますけれど、よろしくお願いいたします。これを持ちまして本日の分科会を終わりたいと思います。</p> |
|--|--|